収 支 予 (決) 算 書

(一) 資 金 収 支 予 (決) 算 書 年 月 日から 年 月 日まで

収入の部

(単位 円)

					(里江	<u> </u>
部 門 科 目	学校法人	〇〇大学			総	額
学生生徒等納付金収入 授業料収入 入学金収入 (何) 手数料収入 入学検定料収入 (何)						
寄付金収入 特別寄付金収入 (何)						
その他の収入 第2号基本金引当特定資産取崩収入 第3号基本金引当特定資産取崩収入 (何)引当特定資産取崩収入 (何)						
資金収入調整勘定 期末未収入金 前期末前受金 (何) 前年度繰越支払資金						
収入の部合計						

支出の部

(単位 円)

					(半位	1 1/
部 門 科 目	学校法人	〇〇大学			総	額
人 件 費 支 出 教 員 人 件 費 支 出 職 員 人 件 費 支 出 (何) 教育研究経費支出						
消耗品費支出 光熱水費支出 (何)						
その他の支出 貸付金支払支出 手形債務支払支出						
(何) [予 備 費] 資 金 支 出 調 整 勘 定 期 末 未 払 金 (何) 翌年度繰越支払資金						
支出の部合計						

(二) 事業活動収支予(決)算書 年月日から 年月日まで

(単位 円)

_									(単位	1 1/
科	目	部 門	学校法人	〇〇大学					総	額
		学生生徒等納付金								
		授業料								
		入学金								
	収	(何)								
	_	手数料								
	入	入学検定料								
教		(何)								
育活				•	1	1	•	1		
活		教育活動収入 計								
動収		人件費								
支		教員人件費								
^	支	(何)								
	_	教育研究経費								
	出	消耗品費								
		(何)		1	I	I	1	l l		
		教育活動支出 計	ĺ	I	İ	İ	I] [
		教育活動収支差額								
\vdash		受取利息•配当金								
		第3号基本金引当特定資産運用収入								
	収	(何)								
教	入	\rightarrow		1	I	I	1	l l		
教育活		教育活動外収入 計								
動	_	借入金等利息								
外収		借入金等利息								
収支	支出	(何)								
^	ш	<u>'</u>	'							
		教育活動外支出 計								
		教育活動外収支差額								
<u> </u>		経常収支差額								
		資産売却差額								
		(何)								
		その他の特別収入								
	入	(何)								
		4+ 0.00- 3 =1	Í	i	İ	İ	İ	I 1		
特		特別収入 計								
別収		資産処分差額								
支		有姿除却等損失								
^	支出	(何)								
	出	その他の特別支出								
		(何)		1	I	I	1	l l		
		特別支出 計	I		I	I]		
		特別支出差額								
「予	備費									
[予備費] 基本金組入前当年度収支差額										
基本金組入額合計										
		支差額								
		越収支差額								
基本										
	<u>工工编辑</u>									
					•	•				

(参老)

(参考)				
事業活動収入 計				
事業活動支出 計				

(注)

- 1 各表の「科目」の項については、それぞれ学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の資金収支計算書(同基準第一号様式)及び 事業活動収支計算書(同基準第五号様式)の科目に準じて記入すること。
- 2 各表の「部門」の欄については、学校法人会計基準第13条第1項に基づき区分すること(3~5の場合を除き、学部等に区分することを要しない。)。
- 3 大学の学部、短期大学の学科又は高等専門学校の学科を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部(学科)及び新設学部 (学科)に区分して記入すること。
- 4 大学の学部の学科を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部(新設学科の属する学部を除く。)、新設学科の属する学 科に区分して記入すること。
- 5 大学院又は大学院の研究科(以下「新設大学院等」という。)を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部(新設大学院等の基礎となる学部(学科を基礎とする場合は、その学科の属する学部)を除く。)、新設大学院等の基礎となる学部(学科を基礎とする場合は、その学科の属する学部)及び新設大学院等に区分して記入すること。
- 6 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出については、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配分すること。
- 7 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。